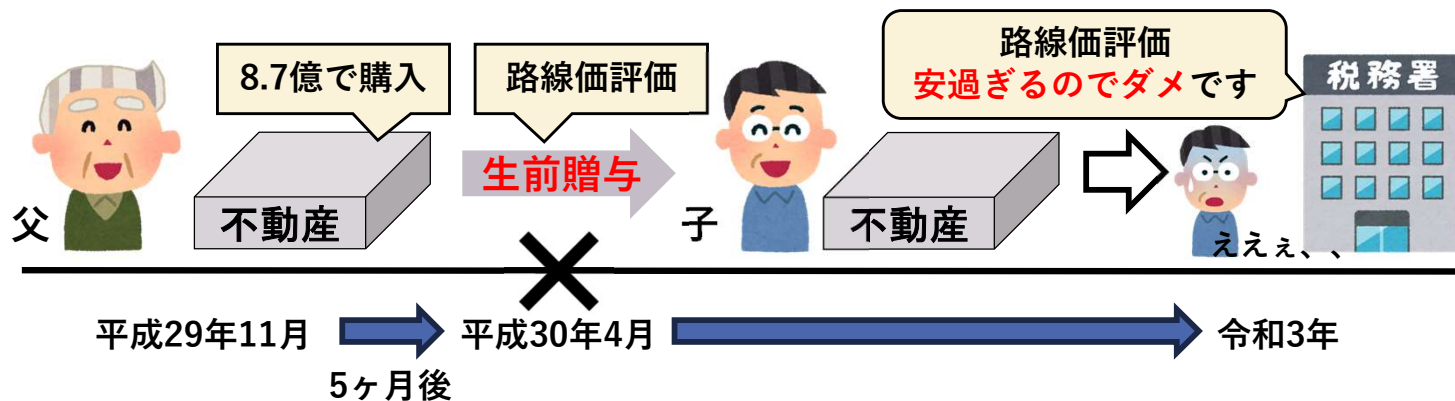


# 生前贈与における路線価評価の否認

父から子へ不動産を贈与した際の**路線価評価が否認**されたようです。先日、タワマン節税防止に関する相続税評価の改正が公表されましたが、本事案のような場面における不動産評価についても注意が必要かもしれません。



## 対象事案（国税不服審判所R4.11.4裁決）



この事案では税務署から指摘を受けた納税者が自主的に購入額の1/2以上の金額で評価修正をしたそうです。但し、事後的な処理から加算税の対象となり、納税者は納得がいかず審判所の判断を仰ぎました。ですが裁決では最初の申告で時価との乖離を把握しながら**路線価評価を採用したのは「納税者の判断」**として納税者の主張を退け、結果加算税が確定したようです。近年、時価と相続税評価の乖離を指摘する事例がいくつかあり、注意が必要です。

## その他のニュース

### ◆タワマン節税防止のパブコメが始まりました

先日公表されたタワマン節税防止に関する通達案が国税庁より発表されました（令和5年7月21日）。また同時にパブリックコメントも開始し、8月20日まで公募されるようです。

尚、通達案では正式に対象を「居住用の区分所有不動産」（いわゆる分譲マンションの1室とその敷地権）とすることとされております。



先日、天神祭りへ行ってきました。天神祭りはコロナの影響もあり、開催は4年ぶりとなります。久しぶりに夏の風物詩が戻ってきたこともあり、活気づいた街を歩いているだけで気分も高まります。花火まで時間があつたので時間を潰そうと居酒屋に入りました。ですが居酒屋の居心地があまりに良く、結局花火を見ることなく私の天神祭りは終わりを迎えました。笑